

平成 25 年 4 月 12 日改正電離放射線障害防止規則が公布され、対象業務に事故由来廃棄物等の処分の業務が追加されました。

施行日：平成 25 年 7 月 1 日

ただし、健康診断の調整に関しては平成 25 年 4 月 12 日施行  
特別教育規程は、平成 25 年 7 月 1 日施行

●改正電離則では、新たに次の事項を規定しています。

- 1 事故由来廃棄物等の処分を行う設備が満たすべき要件
- 2 汚染の拡大防止のための措置
- 3 作業の管理等
- 4 特別の教育
- 5 除染特別地域等に処分設備を設置する場合の特例

●今回の改正により、電離則の様式は次のように変更されています。

事故由来廃棄物等処分業務に係る作業届（電離則様式第 1 号） \* 新設  
電離放射線健康診断個人票（電離則様式第 1 号の 2） \* 様式番号変更  
電離放射線健康診断結果報告書（電離則様式第 2 号）

●健康診断に関する調整（電離則第 61 条の 4、附則第 6 条関係）

電離則の放射線業務に配置替えとなる直前に、「除染等業務」に常時従事する労働者であった者が直近に受けた除染電離則第 20 条第 1 項による健康診断は、電離則第 56 条第 1 項による配置替え時の健康診断とみなされます。

この場合には、当該除染電離則による健康診断を実施した日から 6 カ月以内に電離則第 56 条第 1 項による健康診断を実施する必要があります。